

# 岩田尚之

弁護士

IWATA Naoyuki

# 岩田尚之

**3 目的**  
これらの手続を利用する  
通常の訴訟と比較した特徴については、表1を御覧下さい。

表1 通常の訴訟と比較した特徴

	支払督促	少額訴訟	通常の訴訟
証拠提出の要否	提出不要	提出必要	提出必要
手続終了までの期間	短い	短い	長期化もある
強制執行の可否	可能	可能	可能

## 弁護士 岩田尚之氏



●プロフィール  
イワタナオユキ  
堀部俊治法律事務所所属。民事事件、家事事件全般を取り扱うが、事業者に関する業務としては、売掛金・請負代金等の回収、契約書の作成、労働問題、相続問題などを取り扱っている。

この手続については、売掛先の希望等により、通常の訴訟に移行することがあります。

異なり、1回の期日で審理を終えて判決をすることを原則とする特別な訴訟手続です。この手続は、60万円以下の金銭の支払を求める場合に限り利用することができます。また、不服申立手段として控訴が許されません。

## ②主な長所

この手続の長所は、前述のとおり、原則として1回の期日で終わることです。また、訴訟の途中で、話し合により解決をすることができるのも長所の一つです。その他、売掛金請求であれば、支払督促とは異なり、請求する側（債権者）の所在地を管轄する簡易裁判所に申し立てできることも長所となります。

## 4 最後に

いくら簡単にできるとは言つても、自分一人でやるのは自信がないという方も多いと思います。その場合、申立のための書類の書き方などにつきましては、法律相談などでもご説明することができますので、お気軽にご相談下さい。

異なり、1回の期日で審理を終えて判決をすることを原則とする特別な訴訟手続です。この手続は、60万円以下の金銭の支払を求める場合に限り利用することができます。また、不服申立手段として控訴が許されません。

## ③主な短所

この手続の長所は、前述のとおり、原則として1回の期日で終わることです。また、訴訟の途中で、話し合により解決をすることができるのも長所の一つです。その他、売掛金請求であれば、支払督促とは異なり、請求する側（債権者）の所在地を管轄する簡易裁判所に申し立てできることも長所となります。

何度請求書を送つても代金を支払ってこない売掛先はありませんか？そのような売掛先であっても、裁判所から通知が来れば、驚いて支払ってくることも考えられます。とはいえ、売掛金が少額の場合、弁護士を頼んで裁判を起こしていくには、費用倒れになることもあります。そこで、今回は、弁護士を頼らずに裁判所を利用する方法について、いくつかある手続の中から、支払督促という手続と少額訴訟という手続を、簡単に説明したいと思います。

## 1 支払督促

まずは、支払督促という手続です。これは、売掛金を請求する権利について、簡易迅速な確定を行うための手続です。この手続は、売掛先の所在地を管轄する簡易裁判所の裁判所書記官に対して行います。

## ②主な長所

この手続は、書類審査のみですので、通常の訴訟の場合のように裁判所にわざわざ行く必要はありません。また、裁判所へ納める手数料も通常の訴訟の半額で済みます。

## 2 少額訴訟

一方で短所として、売掛先から異議が出されると、通常の訴訟に移行してしまうことが挙げられます。さらに、その結果、売掛先の所在地で管轄が生じてしまいます。例えば、売掛先の所在地が札幌だった場合、札幌の裁判所までわざわざ行かなければならぬ事態が生じてしまいます。

## ③主な短所

一方で短所として、売掛先から異議が出されると、通常の訴訟に移行してしまうことが挙げられます。さらに、その結果、売掛先の所在地で管轄が生じてしまいます。例えば、売掛先の所在地が札幌だった場合、札幌の裁判所までわざわざ行かなければならぬ事態が生じてしまいます。

## 岐阜商工会議所専門家研究会(ぎふ専研)

当研究会は岐阜商工会議所に登録している各専門家25名が研鑽を重ね、企業や事業支援の実践に役立てることを目的としています。

主な活動は、企業経営に関する法律、税務、財務、販売、事業承継、ITなどの事例を通して各専門分野からの意見や提言を行い、企業最適化を図ることです。